

家庭ごみの分け方・出し方

- ★ごみの種類はその材質により判断しましょう。
- ★市指定ごみ袋・ごみ券には氏名を記入しましょう。
- ★収集ごみは朝8時までに出しましょう。

保存版

平成30年4月発行

ごみの種類	品目及び判断基準	注意事項	
燃やせないごみ 月1回 3つまで 1度の収集につき	金物類 市指定ごみ袋に入るもの	主に 金属 (鉄、アルミ、ステンレスなど)できているもの、 電気製品 (コード含む)、 計器類 例 アルミ皿・缶詰・鍋・ホーロー鍋・やかん・時計・電話機・炊飯器・カメラ・プリンター・体重計 など	●刃物類は 新聞紙で包む など危険防止してから 市指定ごみ袋へ入れましょう ●傘など市指定ごみ袋からはみ出すものは、「金物類の粗大ごみ」で出してください
	金物類の粗大ごみ ごみその物に市指定ごみ券貼付	「金物類」で 市指定ごみ袋に入らないもの・はみ出すもの 例 ストーブ・草刈機・自転車・スチール製機・スキー板・チャイルドシート など	●傘など市指定ごみ袋からはみ出すものを出す場合は、同じ種類ごとにばらばらにならないよう束ねてください。1人で持てる程度で市指定ごみ券を1枚貼ってください
	有害ごみ (粗大ごみを含む)	電池・蛍光灯・電球・ライター・スプレー缶・カセットボンベ・ポリタンク	●必ず中身を使い切って出してください ●市指定ごみ袋に入るものは、 有害ごみだけ入れて出してください ●市指定ごみ袋に入らないもの・はみ出すものは、市指定ごみ券を貼って「有害ごみ」の日にしてください
	ガラス・陶器類 (粗大ごみを含む)	主に ガラス、陶器 できているもの 例 化粧ビン・耐熱ガラス・火鉢・植木鉢・せとのもの類・姿見鏡 など	●割れたガラスや陶器(われもの)は 新聞紙で包む など危険防止してから市指定ごみ袋へ入れてください ●市指定ごみ袋に入らないもの・はみ出すものは、市指定ごみ券を貼って「ガラス・陶器類」の日にしてください
使わなくなった水銀使用製品 水銀を使用した体温計・血圧計・温度計・電池は市役所市民生活課生活環境係、各地域コミュニティ交流センターなどの窓口で回収(無料)します			
燃やせるごみ 週2回 3つまで 1度の収集につき	燃やせるごみ 市指定ごみ袋に入るもの	主に 紙、繊維、ゴム、皮革、プラスチック できているもの、 草木、食品系ごみ (生ごみ)、 油類・塗料 (紙などに染みこませた程度のもの) 例 衣類・カップ・靴・オムツ・乾燥剤・保冷剤・スポンジ・CD・タッパー など	● プラスチックは燃やせるごみ で出してください ・硬いものはプラスチックのみが入った市指定ごみ袋にまとめて ・衣装ケースなどのフタは外して ●衣類、ひも状の長いものは50cm以下に切ってください。切らない場合は粗大ごみで出してください ●木は太さ15cmを超えると収集できません
	燃やせる粗大ごみ ごみその物に市指定ごみ券貼付	「燃やせるごみ」で 市指定ごみ袋に入らないもの・はみ出すもの 衣類・ひも状の長いもので50cm以下に切らないもの 例 木製たんす・畳・じゅうたん・プランター・クーラーボックス など	●衣類、ひも状の長いものを切らずに出す場合は、同じ種類ごとにばらばらにならないよう束ねてください。1人で持てる程度で市指定ごみ券を1枚貼ってください ●木は太さ15cmを超えると収集できません

※市指定ごみ袋で出す場合は、長さ50cm以下、重さ10kg程度まで。中身が見えるようにして出してください。
 ※市指定ごみ券で出す場合は、長さ2m程度まで。スチール製機・たんすなどは2人で運べるもの、束ねて出す場合は1人で持てる程度。
 ※複数の素材からなるものは、できるだけ分離して分別してください。
 ※詳しくは家庭ごみの分け方・出し方の冊子をご確認ください。

ごみの種類	品目及び判断基準	注意事項		
資源ごみ 月1回 ※市役所前リサイクルステーションへの持込みは随時(年中無休 7時~20時) きょうしつから出しましょう	ビン類 生きビン(リターナブルビン) 雑ビン	一升ビン(食用油用は除いた、茶色・緑色のもの)、ビールビン 無色・茶色・その他色のビン	●生きビンはなるべく販売店に返しましょう ●化粧品・薬品のビン、ガラスコップなどの食器、耐熱ガラスは資源ごみでは出せません ●フタは資源ごみでは出せません ●割れたものは資源ごみでは出せません ●プラスチックのラベルは外しましょう ●紙のラベルはそのまま出しても構いません	
	缶類	アルミ缶 スチール缶 アルミ スチール マークのあるもののみ	●口の大きく開いたもの(粉ミルク缶や缶詰など)を除いた、飲料用のものに限り出す ●フタは資源ごみでは出せません ●つぶさず出しましょう	
	プラスチック類	ペットボトル	PET マークのあるもののみ	●フタとラベルは外し、その他プラスチック製容器包装(資源ごみ)へ出しましょう ●つぶさず出しましょう
		発泡スチロール・白色トレイ		●テープやシールははがしましょう
		その他プラスチック製容器包装	容器や包装類、白色以外の色トレイ マークのあるもののみ	●マークのないもの(食器やおもちゃなど容器包装でないものは資源ごみでは出せません) ●汚れているものは「燃やせるごみ」で出してください
	紙類	新聞紙		
		チラシ		
		雑誌・書籍・箱紙		●封筒、図面、伝票類は資源ごみでは出せません
		飲料用紙パック		●切り開いて出しましょう ●内側にアルミが施してあるものは資源ごみでは出せません
		ダンボール		●金具やテープは外しましょう ●50cm程度に折って(切っても可)出しましょう

紙ひもで十字に結んで出しましょう

収集しなごみ	処理困難なごみ 汚泥、砂、灰、瓦、レンガ、コンクリート、タイヤ、自動車・オートバイ(部品含む)、農機具、農薬、農業用プラスチック、バッテリー、耐火金庫、消火器、 油類・塗料 、劇薬、医療廃棄物 など	左記のほか、処理困難なごみがあります。その場合は取扱業者へ相談するか、一般廃棄物収集・運搬許可業者へ依頼してください
事業所からのごみ	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を 自らの責任において適切に処理 してください ※「事業所からのごみ」とは一般家庭のごみ以外のごみです	
家電リサイクル法に基づく特定家庭用機器	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	方法① 販売店へ引取依頼 方法② 郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ持込み 方法③ 郵便局で家電リサイクル券を購入し、島の星クリーンセンターへ持込み(運搬手数料別途必要) 方法④ 一般廃棄物収集・運搬許可業者へ依頼
パソコン及びディスプレイ	メーカーまたは、パソコン3R推進協会(03-5282-7685)へ回収を依頼してください	

一時的に発生する多量のごみ 引っ越しや家の片づけで出る多量のごみは、それぞれの処理場へ持込むか**一般廃棄物収集・運搬許可業者**へ依頼してください

江津市 市民生活課 生活環境係 ☎0855-52-7936

燃やせないごみ・資源ごみの処理場 島の星クリーンセンター ☎0855-52-5321
燃やせるごみの処理場 エコクリーンセンター ☎0855-53-5081

問い合わせ